1-12-01

国王尚巴志の、洪熙帝の即位を慶賀する表

（一四二五、閏七、一七）

琉球国中山王臣尚巴志、誠懽誠忭[1]、稽首頓首して上言す。

伏して以うに、天、下民を佑け、四時序ありて風雨時あり、五穀熟して民人育つ。恭しく惟うに、皇帝陛下、天を承け命を受け、宇内[3]に君師たり。相[4]して以て之を奠め、和して以て之を安んず。是を以て克く天心を享け、永く宝暦[5]を膺け、一統[6]文明の治を大いにし、万世太平の基を開く。

臣尚巴志、恭しく聖君の天位に嗣登するに遇い、遠く蕃維[7]に処れども、心は馳せて遥賀し、紫宸[8]を仰ぎて三祝し、聖寿の以て天と斉しきを祈る。天を瞻み聖を仰ぎ激切[9]屏営の至りに任うる無し。謹んで表を奉り賀を称して以聞す。

洪熙元年（一四二五）閏七月十七日　琉球国中山王臣尚巴志、謹んで上表す

注

（1）誠懽誠忭　懽も忭も喜ぶことで、誠心から喜ばしい意味。尊貴の人に申し上げる時の用語。

（2）稽首頓首　最も丁寧な敬礼。上書に敬意を表すための用語。

（3）宇内　天地の間、天下。

（4）相　視る、治める。

（5）宝暦　天子の齢。転じて皇位の意。

（6）一統　天下、万物。

（7）蕃維　藩国、諸侯の国。

（8）紫宸　天子の御殿。

（9）激切屏営の至りに任うる無し　屏営は恐れてうろうろする形容。なお「無任瞻天仰聖激切屏営之至」は表文等の末尾の常套的な謙辞。

1-12-02

国王尚巴志の、朝貢の帰途に宝鈔を詐取されたことを訴える奏

（一四二五、閏七、一七）

琉球国中山王臣尚巴志、謹んで奏す。朝貢の事の為にす。

近ごろ使者阿不察度[1]等の告に拠るに称すらく、永楽二十一年（一四二三）の間、差を蒙り海船を駕使し、方物を装載して京に赴き進貢す。福建福州府閩県高恵里に到って住泊す。方物は交進[2]するを除くの外、所有の欽依の賞賜の宝鈔[3]は、本里の住人陳銘・黄思六に、同じく福清県方民里の民人周文質をして穿套[4]し諷賺せしめ回貨を替買すること二次にして、計るに宝鈔四千五百貫を騙去せらる。洪熙元年（一四二五）三月内、船隻の回還逼[5]り、問取[6]して返すを討むるに、陳銘等三名に罵称せらるるに、你這[7]の番子、多[8]く是れ叛囚悪類なり。你の夷王は禽獣の行あり。陽に進貢を為し、陰に劫掠を為す。朝廷、聞かざるか、你這の賊蛮の此に往来するを。我、一日、機会あるを俟って京に到り、奏して你の毀蹤滅跡[9]するを知教せん、と。阿不察度等、罵らるるも船行の急迫するに